

議案第37号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年9月21日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項徴収金額の欄中「1戸につき、」を削り、同項の次に次のように加える。

長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数料	次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）  (1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、26,000円）  (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、44,000円）  (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、69,000円）
-----------------------------	---

別表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項徴収金額の欄中「1戸につき1,000円」を「1,000円」に、「1戸につき、次に掲げる」を「次に掲げる」に、「以下この項」を「以下この項及び次項」に、「受けた場合にあつては」を「受けた場合等にあつては」に改め、同項の次に次のように加える。

長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申請 手数料	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円  2 その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切
-----------------------------------	--

	<p>り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 174,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円)</p>
--	--

別表長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料の項中「計画認定」を「計画等認定」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1)～(3) —略—</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区</p>	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 <u>1戸につき</u>、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1)～(3) —略—</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 <u>1戸につき</u>、次に掲げる当該申請に係る1棟の住</p>

参考資料

改正案		現 行	
	<p>分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）                      (1)～(3) ー略ー</p>		<p>宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）                      (1)～(3) ー略ー</p>
(摘要) ー略ー		(摘要) ー略ー	
<p><u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</u></p>	<p><u>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、26,000円)</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、44,000円)</u></p> <p><u>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、69,000円)</u></p>		
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 <u>1,000円</u></p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に</p>	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 <u>1戸につき 1,000円</u></p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に</p>

改正案		現 行	
	<p>掲げる場合を除く。) <u>次</u>  <u>に掲げる</u>当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項及び次項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。)にあっては、15,000円)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又</p>		<p>掲げる場合を除く。) <u>1</u>  <u>戸につき、次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。)にあっては、15,000円)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又</p>

改正案		現 行	
	<p>は改築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を<u>受けた場合等</u>にあっては、20,000円）</p> <p>(2)と(3) ー略ー</p>		<p>は改築に係るものである場合（1に掲げる場合を除く。） <u>1戸につき、次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を<u>受けた場合</u>にあっては、20,000円）</p> <p>(2)と(3) ー略ー</p>
(摘要) ー略ー		(摘要) ー略ー	
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 (平成21年国土交通省令第		

改正案		現 行	
	<p>3号) 第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円</p> <p>2 その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等</p>		

改正案		現 行	
	<u>にあつては、34,000円)</u> <u>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもので、174,000円</u> <u>(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円)</u>		
—略—		—略—	
長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料	1戸につき 1,800円	長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料	1戸につき 1,800円
—略—		—略—	
<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center"><u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>			